

平成28年度  
鳥取県介護福祉士修学資金等貸付事業のしおり  
(実務者養成施設)

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

# 目 次

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1 制度のあらまし            | 2 |
| 2 修学資金等貸付の決定について     | 4 |
| 3 修学資金等の貸付決定の取消しについて | 5 |
| 4 返還の免除について          | 5 |
| 5 返還・猶予について          | 7 |
| 6 申請・届出に必要な書類一覧      | 8 |

# 1 制度のあらまし

鳥取県社会福祉協議会（以下「鳥取県社協」という。）では、将来、介護福祉士または社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）として県内の介護保険施設等で高齢者の介護等に従事する人材の養成確保を目的として、介護福祉士等の養成施設等に在学し介護福祉士等の資格取得を目指す学生に対し、修学資金等を貸付ける事業を実施します。

養成施設等を卒業後、一定の条件を満たした場合には、この修学資金等の返還が免除されます。

生活保護受給世帯から介護福祉士等の養成施設等に就学する方は、修学資金等に加えて、在学中の生活費の一部として費用を貸付けることができることになりました。

## 1 募集期間 実務者養成施設等修学生 平成28年6月8日～7月7日

## 2 修学資金制度の概要

|        |  |
|--------|--|
| 対象者    | <p>○ 次の要件を満たす者のうち、卒業後、県内の介護保険施設等において介護福祉士等として業務に従事しようとする方が対象になります。</p> <p>① 介護福祉士等の養成施設等（以下「養成施設等」という。）に在学する者</p> <p>② 将来、県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする者（国立施設で県外でも該当となる場合があります（5ページ「返還の免除について」参照））</p> <p>③ 学業成績優秀で心身ともに健全であること</p> <p>※ 養成施設等・・・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設</p> <p>※ 既に他の同種の修学資金の貸付けや<u>職業訓練を受けている方は、原則として貸付けを受けられません。</u></p> |
| 募集人数   | 実務者養成施設等修学生 5人   |
| 貸付限度額  | <p>○介護福祉士実務者研修受講資金</p> <p>※貸付額 200,000円以内</p> <p>※生活費加算</p> <p>貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の方であって、養成施設等に入学し、在学する方については、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する級地区分の額に相当する額以内を加算して貸付することができます。</p>   |
| 利息     | 無利子  |
| 貸付期間   | 養成施設等に在学する期間   |
| 返還免除条件 | <p>次の要件を全て満たした場合は、返還債務の全額を免除します。</p> <p>① 養成施設等を卒業後に、県内等の介護保険施設等において、介護福祉士等として高齢者の介護等の業務に従事し、5年間（過疎地又は中高年離職者は3年間）引き続き当該業務に従事したとき。</p> <p>② 上記①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。</p>   |

### 3 申込方法

募集期間内に「介護福祉士修学資金等貸付申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて、養成施設等をおして鳥取県社協まで申し込みをしてください。

（申請書、添付書類の所定様式は、県社協のホームページからダウンロードできます。）

鳥取県社会福祉協議会のホームページ <http://www.tottori-wel.or.jp/>

#### <介護福祉士修学資金等貸付申請書 添付書類>

在学する養成施設等の長が作成した介護福祉士修学資金等修学生推薦書（様式第3号）

※ 申請にあたっては1名の県内に居住する連帯保証人が必要です。

（申請者が未成年の場合には、親権者又は後見人）

※ 生活保護受給世帯の方が申請される場合は次に掲げる書類が必要です。

（1）高校生の場合は、高校の調査書（進学用）

（2）高校生以外の場合は、修学意欲及び就労意思確認書（様式第23号）

### 4 提出期限

養成施設等は提出書類を一括とりまとめて、平成28年7月7日（消印有効）までに提出してください。

### 5 提出先・問合せ先

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内

TEL 0857-59-6344 FAX 0857-59-6340

※直接持参の場合は募集期間中の午前9時から午後5時まで受付けます（但し、土日・祝日を除く）。

### 6 選考

鳥取県社協「鳥取県介護福祉士等修学資金修学生選考基準」に基づき決定

### 7 貸付決定

（1）平成28年7月中旬（予定）に書面で申請者あてに結果を通知します。

（2）平成28年7月下旬（予定）に貸付決定を受けた方に対し修学資金等を交付します。

※ 修学資金は一括交付とします。

### 8 その他

・必要に応じてその他必要な書類の提出を求めることがありますので御留意ください。

・詳細については鳥取県社協までお問い合わせください。

## 2 修学資金等貸付の決定について

### 1 修学資金等貸付決定までの流れ

申請者から養成施設等をとおして「介護福祉士修学資金等貸付申請書（様式第1号）」の提出があった後、鳥取県社協において書類審査を行います。

書類審査の結果を受けて、鳥取県社協が貸付けを決定した方には、申請者に対してその旨を通知します。

| 時期   | 申請者   | 鳥取県社協                          |
|------|---|--------------------------------|
| 7月7日 | 「介護福祉士修学資金等貸付申請書」<br>「養成施設等の長の推薦書」を提出（ <u>養成施設等経由</u> ） |                                |
| 7月中旬 |   | 書類審査<br>貸付の決定<br>(貸付決定の通知書を送付) |
| 7月下旬 | 「借用証書」を提出   | 交付の決定<br>(実務者研修受講資金の貸付)        |

### 2 修学資金等の貸付

- 貸付決定の通知書には以下の内容が記載されます。  
①貸付金額、②貸付対象期間、③貸付金の交付時期、等
- 貸付けについては、貸付決定が7月上旬となるため7月下旬に一括交付する予定です。

### 3 借用証書の提出

修学生は、貸付けが決定した通知を受け取ったときは、直ちに「借用証書（様式第4号）」及び印鑑登録証明書（貸付決定日以降の日付のもの）を提出していただくことになります。

### 3 修学資金等の貸付決定の取消しについて

修学生が以下のいずれかに該当することとなった場合には、修学資金等の貸付決定が取り消されることとなります。

- 養成施設等を退学したとき
- 学業成績又は性行が著しく不良となったとき
- 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき
- 死亡したとき
- その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと鳥取県社協が認めたとき

なお、修学生が30日以上休学し、又は停学処分を受けたときは、休学し、又は停学処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして鳥取県社協が指定する期間内の月の分の修学資金等の貸付を休止するものとします。

この場合において、貸付けを行わない期間の分として既に貸付けた修学資金等があるときは、その修学資金等は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸付けたものとみなします。

### 4 返還の免除について

#### 1 返還免除

借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、返還の債務が免除されます。

イ **実務者研修施設を卒業した日**（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から**1年以内に介護福祉士の登録を行い、鳥取県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。**ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、貸付けを受けた都道府県の区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

ロ イに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のための業務を継続することができなくなったとき。

#### 社会福祉士としての業務の例

- 児童福祉法に規定する母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター及び情緒障害児短期治療施設等の児童指導員等、相談、助言及び援助を行う専任の職員の業務
- 医療法に規定する病院及び診療所の相談援助業務を行っている専任の職員の業務
- 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設及び老人デイサービスセンター等の生活相談員の業務
- 介護保険法に規定する介護老人保健施設の支援相談員の業務
- .....等

介護福祉士としての業務の例

- 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設等で、入所者の保護に直接従事する職員の業務
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設の介護職員の業務
- 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホーム等の介護職員の業務
- 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援の事業で、その主たる業務が介護等であるものの業務
- 介護保険法に規定する指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定通所介護、指定短期入所生活介護、指定認知症対応型共同生活介護等の介護従業者の業務  
 . . . . . 等

**2 免除の申請**

修学資金等の返還債務の免除を受けようとする場合には、「介護福祉士修学資金等返還免除申請書(様式第7号)」及び「在職証明書(別紙2)」を提出してください。

※業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を維持することができなくなったときは、当該資金の返還債務の全額が免除されます。

<免除に至る例>

| H28.4      | H29.1 | H29.4  | H31.4                |
|------------|-------|--|----------------------|
| 在学(450時間等) | 受験    | 介護福祉士となり鳥取県内で介護等に従事(2年間)<br>(実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日から2年間) |                      |
| 貸付金交付      |       | 据置期間   | 返還期間(一括)             |
|            |       |  | 返還債務の猶予(鳥取県内で介護等に従事) |
|            |       |  | 返還債務の免除              |

※返還債務の免除及び猶予を希望される場合は、一定の条件を満たした上で申請する必要があります。

<過疎地適用地域(過疎地域自立促進特別措置法第2条)>

岩美町、若桜町、智頭町、三朝町、大山町、日野町、日南町、江府町

※この地域で介護等に従事する場合、免除要件である5年間の勤務が3年間に短縮されます。  
 ただし3年間の連続勤務が条件となります。

## 5 返還・猶予について

---

### 1 返還

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、原則、修学資金等を当該返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間に相当する期間内に、一括払いか月賦又は半年賦の均等払い方式により修学資金等を返還しなければなりません。

- 修学資金等の貸付契約を解除されたとき
- 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は県内等において返還免除対象業務に従事しなかったとき
- 県内等において介護福祉士等として返還免除対象業務に従事する意思がなくなった認められたとき
- 介護等の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により介護等の業務に従事できなくなったとき

### 2 返還の手続き

修学資金等を返還しなければならない者は、直ちに「介護福祉士修学資金等返還明細書（様式第5号）」を提出しなければなりません。

### 3 返還の猶予

修学資金等を返還すべき者が、次のいずれかに該当するときは、当該猶予の事由が存続する間、修学資金等の返還の債務の履行が猶予されます。

- (1) 修学資金等を打ち切られた後も引き続き養成施設等に在学しているとき
- (2) 養成施設等を卒業後更に他の養成施設等に在学しているとき
- (3) 県内等において返還免除対象業務又は介護等の業務に従事しているとき
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となったとき
- (5) その他特に理由があると認められるとき

### 4 返還の猶予の手続き

返還債務の猶予を受けようとする者は、「介護福祉士修学資金等返還猶予申請書（様式第6号）」に当該猶予の事由を証明する書類を添えて提出しなければなりません。

返還猶予決定後、業務に従事している期間は返還猶予となります。その際は毎年、「業務状況報告書（別紙3）」を鳥取県社協に提出してください。



## 6. 申請・届出に必要な書類一覧

| 内 容   | 必要な書類                 | 様式番号       |
|---|-----------------------|------------|
| 修学資金等の貸付けを申請するとき                                  | 介護福祉士修学資金等貸付申請書       | 様式第 1 号    |
|   | 介護福祉士修学資金等修学生推薦書      | 様式第 3 号    |
| 貸付けが決定した通知を受け取ったとき                                | 借用証書                  | 様式第 4 号    |
| 貸付けが終了したとき  | 介護福祉士修学資金等返還明細書       | 様式第 5 号の 1 |
| 返還猶予を受けるとき  | 介護福祉士修学資金等修学資金返還猶予申請書 | 様式第 6 号の 1 |
| 返還免除を受けるとき  | 介護福祉士修学資金等返還免除申請書     | 様式第 7 号の 1 |
| 氏名又は住所を変更したとき                                     | 借受人氏名（住所）変更届          | 様式第 8 号    |
| 退学したとき  | 介護福祉士養成施設等退学届         | 様式第 9 号    |
| 修学資金の貸付を受けることを辞退するとき                              | 介護福祉士修学資金等辞退届         | 様式第 10 号   |
| 休学し、又は停学の処分を受けたとき                                 | 介護福祉士養成施設等休学（停学）届     | 様式第 11 号   |
| 復学したとき  | 介護福祉士養成施設等復学届         | 様式第 12 号   |
| 転学したとき  | 介護福祉士養成施設等転学届         | 様式第 13 号   |
| 卒業したとき  | 介護福祉士養成施設等卒業届         | 様式第 14 号   |
| 介護福祉士又は社会福祉士の登録をしたとき                              | 介護福祉士等登録届             | 様式第 15 号   |
| 県内等において介護等の業務に就業したとき                              | 就業届                   | 様式第 16 号   |
| 就業場所を移転したとき                                       | 就業先変更届                | 様式第 17 号   |
| 介護等の業務を退職したとき                                     | 退職届                   | 様式第 18 号   |
| 連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき                             | 連帯保証人氏名（住所）変更届        | 様式第 19 号   |
| 連帯保証人は、借受人が死亡したとき                                 | 借受人死亡届                | 様式第 20 号   |
| 借受人は、連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産宣告等連帯保証人として適当でない事由が生じたとき | 連帯保証人変更届              | 様式第 21 号   |
| 貸付金振込口座を変更したとき                                    | 介護福祉士修学資金等振込口座変更届     | 様式第 22 号   |
| 生活保護受給世帯で、高校生が申請するとき                              | 高校の調査書                | 学校の指定様式    |
| 生活保護受給世帯で、高校生以外の方が申請するとき                          | 修学意欲及び就労意思確認書         | 様式第 23 号   |
| 生活保護受給世帯の方が貸付けを申請するとき                             | 意見書                   | 様式第 24 号   |
| 卒業後の就職先が県外の事業所に就職するとき                             | 卒業後鳥取県外等就職先届          | 別紙 1       |
| 返還免除を受けるとき  | 在職証明書                 | 別紙 2       |
| 返還猶予決定後、毎年<br>（業務に従事している場合は在職証明書（別紙 2）を添付）        | 業務状況報告書               | 別紙 3       |

（注）これらの様式は、鳥取県社協のホームページにてダウンロードできます。